

平成22年度 第1回

伊達市地域公共交通活性化協議会次第

日時：平成22年7月13日（火）

午後1時30分～午後2時30分

場所：伊達市役所本庁舎・大会議室

1. 開 会
2. 委嘱状の交付
3. 会長あいさつ
4. 出席者の紹介
5. 副会長及び監査員の指名
6. 協議
 - (1) 平成21年度会計収支決算の承認について
 - (2) 乗合バス路線の廃止について
 - (3) 月舘地域定路線型デマンド乗合タクシー運行について
 - (4) 梁川・伊達地域デマンド型乗合タクシー運行について
 - (5) 梁川・保原定路線型デマンド乗合タクシー運行について
 - (6) 伊達市デマンド交通システム構築事業について
 - (7) 伊達市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について
7. その他
8. 閉会

伊達市地域公共交通活性化協議会委員名簿

No.	組織区分名	代表者職名	代表者	代理出席者	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法施行規則の規定
1	伊達市	市長	仁志田 昇司		計画策定市町村・主催する市町村
2	ふくしま自治研修センター	総括支務アドバイザー兼教授	吉岡 正彦		学識経験者・学識経験を有する者
3	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官	宮地 和久		その他必要と認めるもの・地方運輸局長
4	福島県北地方振興局	県民環境部長	遠藤 栄一		その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの
5	伊達警察署	交通課長	紺野 高		公安委員会・都道府県警察
6	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	調査第二課長	岩淵 敦		道路管理者・道路管理者
7	福島県保原土木事務所	所長	小川 辰壽		道路管理者・道路管理者
8	伊達市建設部	建設部長	長澤 健一		道路管理者・道路管理者
9	社団法人福島県バス協会	専務理事	千代谷 俊行		公共交通事業者等・一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体
10	福島交通株式会社	福島支社次長	鈴木 昭平		公共交通事業者等・一般乗合旅客自動車運送事業者
11	東日本旅客鉄道株式会社	福島支店長	水間 弘		公共交通事業者等・その他運営上必要と認めるもの
12	阿武隈急行株式会社	代表取締役専務	尾形 憲一		公共交通事業者等・その他運営上必要と認めるもの
13	社団法人福島県タクシー協会	県北支部長	宋戸 清治		計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体
14	有限会社丸和保原タクシー	代表取締役	寺島 剛		計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
15	有限会社梁川タクシー	代表取締役	宋戸 清治		計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
16	有限会社ふくしま中央交通	代表取締役	高橋 好雄		計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
17	有限会社月館タクシー	代表取締役	菅野 午三	菅野 靖子	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
18	新達交通株式会社	代表取締役	引地 達雄		計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
19	福島県北交通株式会社	代表取締役	石川 和男		計画事業実施見込者・一般貸切旅客自動車運送事業者
20	保原町内会長会連合会	会長	須永 英次		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
21	伊達市PTA連絡協議会	会長	齋藤 和志		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
22	伊達市連合婦人会	会長	小野 洋子		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
23	伊達市連合婦人会	副会長	菅原 たか		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
24	伊達市連合婦人会	副会長	福地 アイ子		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
25	伊達市社会福祉協議会	会長	梅津 義昭		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
26	梁川・伊達まちなかタクシー運行委員会	委員長	丹野 善一		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
27	梁川・伊達まちなかタクシー運行委員会	副委員長	浅尾 浩一		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
28	霊山・月館まちなかタクシー運行委員会	委員長	直江 市治		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
29	霊山・月館まちなかタクシー運行委員会	副委員長	太田 良一		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
30	私鉄総連福島交通労働組合	福島支部支部長	紺野 淳		その他必要と認めるもの・一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
31	自交総連福島地方連合会	執行委員長	藍原 茂夫		その他必要と認めるもの・一般乗用旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
32	伊達市商工会	会長	渡邊 武		その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの
33	保原町商工会	会長	佐藤 晃司	佐藤 和博	その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの
34	前監査員(平成21年度まで)	会長	鈴木 益美		その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの
35	前監査員(平成21年度まで)	会長	八巻 康雄		その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの

(1) 平成21年度会計収支決算の承認について

平成21年度伊達市地域公共交通活性化協議会の会計収支決算を次のとおり報告し、承認を求める。

平成22年7月13日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会長 仁志田 昇 司

収入決算額 34,404,023
支出決算額 33,728,715
差引残額 675,308 (次年度繰越)

1. 収入

(単位：円)

款	項	目	予算額	収入済額	比較増減	備考
1	1	1	15,250,000	29,250,000	14,000,000	伊達市負担金
2	1	1	19,500,000	4,500,000	△15,000,000	連携計画事業費 (国庫補助金)
3	1	1	1,000	1,386	386	預金利子
4	1	1	634,000	652,637	18,637	繰越金
合計			35,385,000	34,404,023	△980,977	

2. 支出

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	備考
1	1	1	250,000	97,080	△152,920	費用弁償等 会議費用
	2	1				
2	1	1	34,620,000	33,620,000	△1,000,000	連携計画 4,620,000
						霊山月館デマンド 10,000,000
						梁川伊達デマンド 19,000,000
3	1	1	415,000	0	△415,000	
合計			35,385,000	33,728,715	△1,656,285	

地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金(霊山月館、梁川伊達デマンド試験運行)に係る、国庫補助金の収入が平成22年4月になり、事業費に不足が生じたため、伊達市負担金(14,000,000)を増額した。

平成21年度国庫補助金は22年度に収入となる。12,234,581円

(平成22年4月23日収入済)

会 計 監 査 報 告 書

平成21年度伊達市地域公共交通活性化協議会会計収支決算について、平成22年6月28日に関係諸帳簿並びに証拠書類に基づき監査を行った結果、適正かつ正確であることを認めました。

平成22年7月13日

伊達市地域公共交通活性化協議会

監査員

八巻康雄



監査員

鈴木益美



(2) 乗合バス路線の廃止について

① 廃止しようとする路線

路線名	起点	主な経由地	終点	キロ程
新助待	川俣高校前	糠田	新助待	20.8

② 廃止予定日

平成22年10月1日

(最終運行日の翌日)

※ 協議会において協議する根拠

交通事業者は、当該路線を休止又は廃止するときは、地域協議会において協議が調った場合において、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

道路運送法

(事業計画の変更)

第15条の2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前(旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合)あつては、その三十日前)までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

道路運送法施行規則

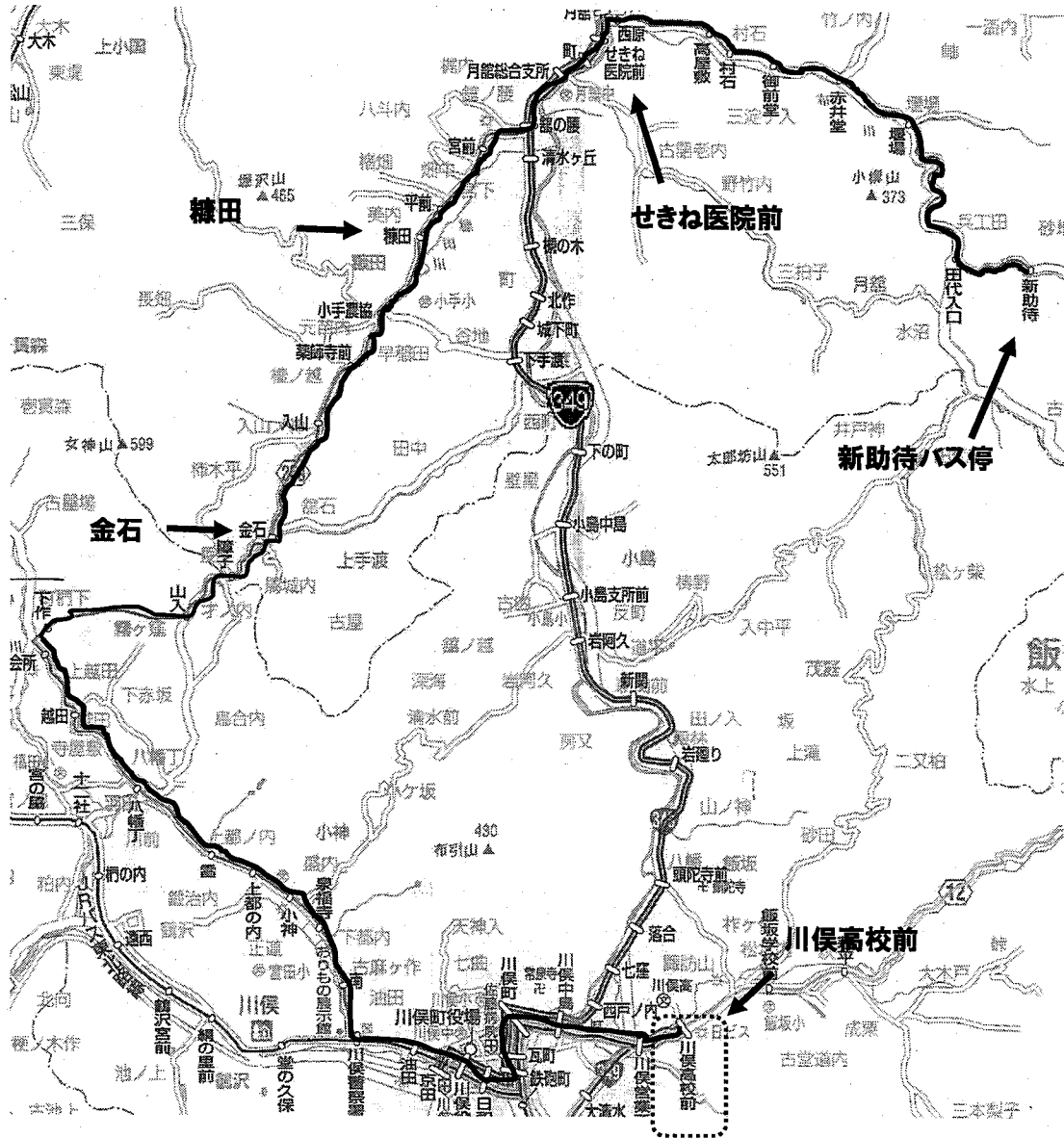
(一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例)

第15条の4 法第15条の2第1項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

2 当該路線の休止又は廃止について地域協議会(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。)において協議が調った場合

(3) 月舘地域定路線型デマンドタクシー運行について

【経路】



路 線	新助待線の路線上(ただし新助待から金石まで)
運行車両	小型タクシー 1台
運行本数	往復5本/日
料 金	大人200円/片道、こども100円/片道

表1 新助待線時刻表 (平日用) 現行

	新助待	赤井堂	町	糠田	川俣 役場前	川俣 高校前	
→	7:07	7:13	7:19	7:24	7:48	7:57	
←	10:40	10:34	10:28	10:23	9:59	9:50	川俣 高校前発
→	11:08	11:14	11:20	11:25	11:49	11:58	
←	15:55	15:49	15:43	15:38	15:14	15:05	川俣 高校前発
→	16:10	16:16	16:22	16:27	16:51	17:00	
←	18:05	17:59	17:53	17:48	17:24	17:15	川俣 高校前発

表2 定路線型デマンドタクシー時刻表(案)

	新助待	町	館の腰	糠田	小手農 協	金石	
→	6:40	6:52	6:54	6:57	6:58	7:02	
←	7:25	7:13	7:11	7:08	7:07	7:03	金石発
→	9:00	9:12	9:14	9:17	9:18	9:22	
←	9:45	9:33	9:31	9:28	9:27	9:23	金石発
→	13:10	13:22	13:24	13:27	13:28	13:32	
←	13:55	13:43	13:41	13:38	13:37	13:33	金石発
→	16:30	16:42	16:44	16:47	16:48	16:52	
←	17:15	17:03	17:01	16:58	16:57	16:53	金石発
→	18:05	18:17	18:19	18:22	18:23	18:27	
←	18:50	18:38	18:36	18:33	18:32	18:28	金石発

表3 接続バス時刻表 (現行)

	福島駅	掛田 駅前	月館入 り口	町	館の腰	川俣 役場前	京田	
→		7:05	7:00	6:48	6:46	6:21	6:20	京田発 川俣月館 掛田
←	8:13		7:30	7:18	7:16	6:51	6:50	福島月館 川俣 京田発
→	川俣掛田 掛田駅発	7:07	7:12	7:24	7:26	7:51	7:52	
←		7:50	7:45	7:33	7:31	7:06	7:05	京田発 川俣月館 掛田
→	福島月館 川俣 福島駅発	8:45	9:20	9:32	9:34	9:59	10:03	
←		10:10	10:05	9:53	9:51	9:26	9:25	京田発
→	川俣掛田 掛田駅発	10:45	10:50	11:02	11:04	11:29	11:30	
←		12:58	12:20	12:08	12:06	11:41	11:40	京田発 川俣月館 掛田
→		13:25	13:20	13:08	13:06	12:41	12:40	京田発
←	川俣掛田 掛田駅発	13:00	13:05	13:17	13:19	13:44	13:45	
→	川俣掛田 掛田駅発	14:35	14:40	14:52	14:54	15:19	15:20	
←		15:10	15:05	14:53	14:51	14:26	14:25	京田発 川俣月館 掛田
→		16:58	16:20	16:08	16:06	15:41	15:40	京田発
←	福島月館 川俣 福島駅発	15:35	16:10	16:22	16:24	16:49	16:53	
→		17:00	16:55	16:43	16:41	16:16	16:15	京田発 川俣月館 掛田
←	川俣掛田 掛田駅発	16:30	16:35	16:47	16:49	17:14	17:15	
→	川俣掛田 掛田駅発	17:20	17:25	17:37	17:39	18:04	18:05	
←		18:15	18:10	17:58	17:56	17:31	17:30	京田発 川俣月館 掛田
→	福島月館 川俣 福島駅発	17:25	18:00	18:12	18:14	18:39	18:48	
←	川俣掛田 掛田駅発	19:00	19:15	19:24	19:26	19:50	19:51	

※予約のあったときのみ運行する。

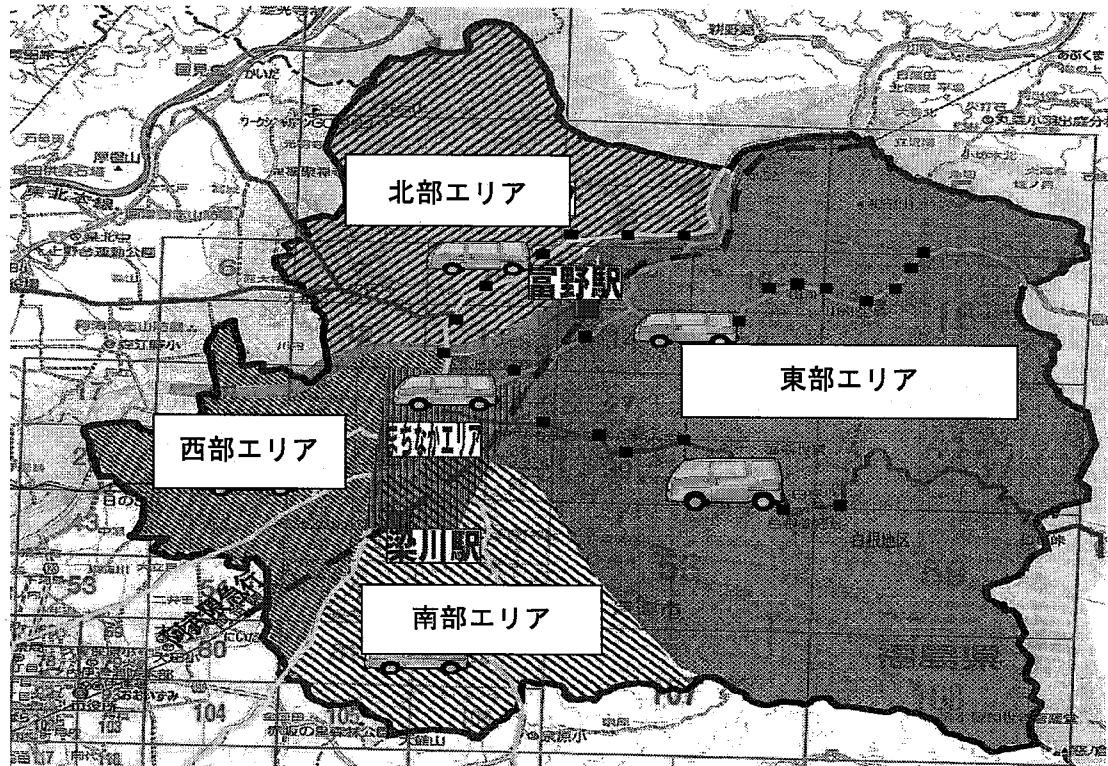
(4) 梁川・伊達デマンド型乗合タクシー運行について

伊達市〈伊達・梁川地域〉デマンド型乗合タクシー運行計画(原案)

- ◇ 名 称 梁川・伊達まちなかタクシー
- ◇ 運行主体 伊達市商工会
住 所：〒960-0756 福島県伊達市梁川町青葉町3番地
TEL：024-577-0057 FAX：024-577-0083
- ◇ 運行事業予定者 伊達地域：ふくしま中央交通 有限会社
梁川地域：梁川タクシー 有限会社
福島県北交通 株式会社
- ◇ 運行開始時期 平成22年10月1日より本格運行を行う。
- ◇ 運 行 日 運行日は、月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝祭日・お盆・年末年始は運行しないものとする。
※「お盆」は、8月14日～8月16日
※「年末年始」は、12月29日～1月3日
- ◇ 運 行 時 間 8：30から16：00まで(1日あたり7.5時間)
※ タクシー車輛の貸切時間： 8：00～12：00及び
13：00～16：30
※定路線型運行の運行時間は別に定める。
- ◇ 運 行 形 態 ■ デマンド型乗合タクシー運行
※ 利便性の高いデマンド(電話予約)によるドア・ツー・ドア(戸口から戸口まで)のデマンド型乗合送迎サービスを実施する。
■ 定路線型乗合タクシー運行
(梁川町「白根線」「山舟生線」「五十沢線」)
※ 現在のバス路線と同様に、定路線上でタクシー車輛を運行する。
(事前予約による運行。)

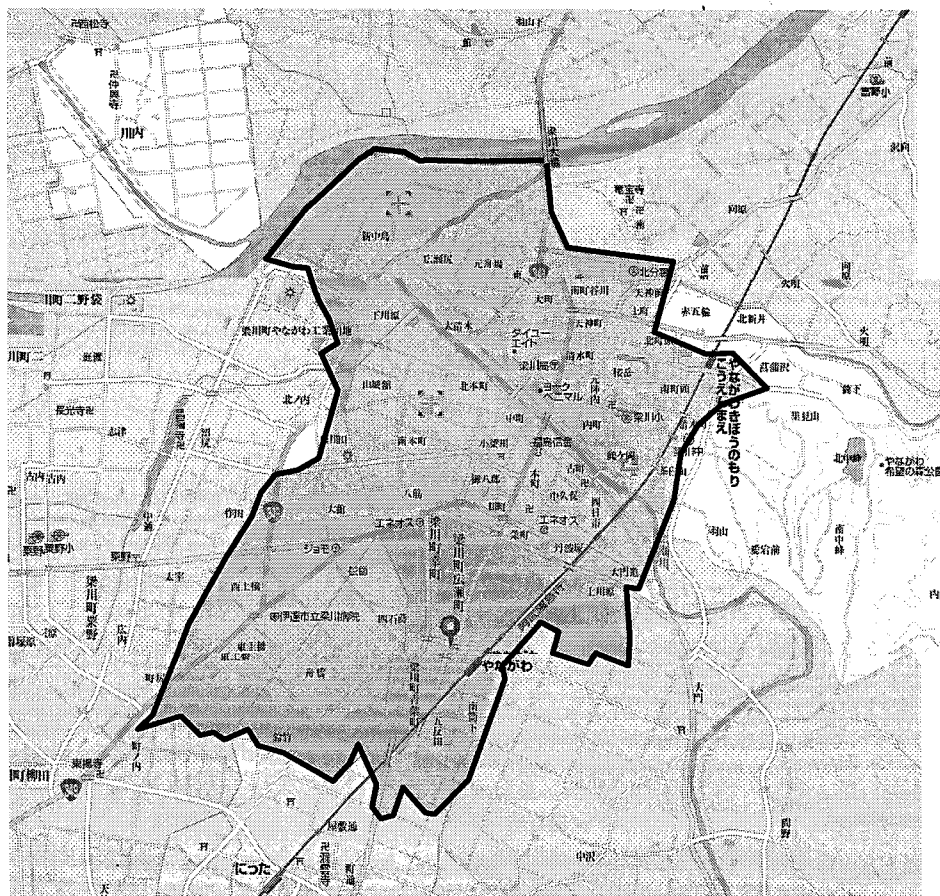
◇ 運行エリア

運行区域	エリア名	該 当 地 区	運行形態	
伊達市	伊達地域	伊達まちなかエリア	旧伊達町市街(川西)・箱崎・伏黒	デマンド型
	梁川地域	梁川まちなかエリア	梁川まちなかエリア図のとおり	デマンド型
		北部エリア	五十沢・東大枝	デマンド型・ 定路線型 (五十沢)
		東部エリア	富野・八幡・舟生・山舟生・白根	デマンド型・ 定路線型
		西部エリア	栗野・柳田・二野袋 やながわ工業団地	デマンド型
		南部エリア	大関・新田・細谷・陽光台・足駄木	デマンド型



◇ 梁川まちなかエリア

- ・ 東側 清水町付近道路沿い (寿センターを含む)
- ・ 西側 下川原 山城館 白川田 西土橋 地区まで
- ・ 南側 東土橋 舟橋 青葉町 五反田 地区まで
- ・ 北側 中島 北町谷川 梁川希望ヶ丘地区まで



- ◇ 運行車両 伊達まちなか地域＝デマンド運行：小型2台
 梁川まちなか地域＝デマンド運行：ジャンボ2台・小型3台
 定路線運行：ジャンボ2台
 小型車両は、契約時間外について、タクシー運行が可能
- ◇ 利用料金
- ◎ 東部、西部、南部、北部、同エリア内1回につき 500円 (※)
 - ◎ 伊達、梁川まちなかエリア内 1回につき 300円 (※)
 - ◎ 定路線運行 1回につき 300円 (※)
 - ◎ こども料金 (小学生以下) は、普通料金の半額とする。
 - ◎ 未就学児が1人で乗車する場合は、こども料金とする。
 - ◎ 未就学児1人目については、保護者同伴に限り無料。
 - ◎ 未就学児2人目からは、こども料金とする。
- ◇ 利用方法
- ◎ 利用希望者には、あらかじめ「登録」をしていただく。
 - ◎ 「登録者」には、「登録証」を交付する。
 - ◎ 登録者は、定路線運行の利用及びデマンド運行を利用しようとする日の2便までは前日の定められた時間まで、それ以降の便については、出発時刻の1時間前まで「情報センター」担当者 (オペレーター) に電話で予約する。
 - ◎ 予約を受けた担当者は、確認した必要事項を所定の用紙等に記録し、運送事業者に伝達して運行を指令する。
 - ◎ 運行の指令を受けた運送事業者は、指令に基づきデマンド運行、定路線運行を行う。
 - ◎ 利用料金は乗車ごとに「乗車券」で乗務員 (ドライバー) に支払う。
 - ◎ 乗車券を購入せずに利用した場合は、利用料金を現金で乗務員に支払う。
 - ◎ 「乗車券」は、商工会が指定する商店等より購入する。
 - ◎ 利用料金を「乗車券」または現金で受け取った運送事業者は、運行日ごとに利用料金を添えて、商工会に利用者数を報告する。
 - ◎ デマンド運行において、梁川地域は「まちなかエリア」を中継点とする。伊達地域は「北福島医療センター」を中継点とする。
 - ◎ 梁川地域における定路線運行は、定めた場所を乗降場所とし、定めた時刻に乗降場所を出発するものとする。
 利用予約の取り消しは、予約受付時間内において速やかに情報センター担当者に電話で行う。

【伊達地域・梁川地域運行時刻表】

デマンド運行時刻表

伊達地域	梁川地域		
伊達まちなかエリア	梁川まちなかエリア	東部・西部・南部・北部エリア	
発車時刻	発車時刻	まち行き	方部行き
8:30～11:30 (30分間隔)	8:30～11:30 (30分間隔)	8:30	
		9:30	10:00
		10:30	11:00
		11:30	
13:00～16:30 (30分間隔)	13:00～16:30 (30分間隔)		13:00
		13:30	14:00
		14:30	15:00
		15:30	16:00

定路線運行時刻表 (デマンド時間外運行)

廃止された五十沢線、山舟生線、白根線で、定路線型乗合タクシーを運行する。

【五十沢線】

やながわまちなか 阿武急梁川駅発	沼平着	沼平発	やながわまちなか 阿武急梁川駅着
17:30	17:45	17:50	18:05

【山舟生線】

やながわまちなか 阿武急梁川駅発	山舟生着	山舟生発	やながわまちなか 阿武急梁川駅着
—	—	7:20	7:45
16:30	16:55	17:00	17:25

【白根線】

やながわまちなか 阿武急梁川駅発	白根着	白根発	やながわまちなか 阿武急梁川駅着
—	—	7:20	7:45
16:30	16:55	17:00	17:25

- ※ 対象者：デマンド型乗合タクシー登録者(前日までの予約)
- ※ 定路線型デマンド乗合タクシー：予約があったときに、決まった路線を走るデマンド型乗合タクシー

【注意事項】

- ※ 電話予約受付時間は8:30から16:00まで
- ※ 利用の予約は、定路線運行の利用及びデマンド運行を利用しようとする日の2便までは前日の定められた時間まで、それ以降の便については出発時刻の1時間前まで「情報センター」担当者(オペレーター)に電話で行う。
- ※ この時刻表は、一番最初に乗られる場所の出発時間であり、予約状況や天候によって送迎時間が遅れる場合もあります。

(種類)

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。 *無償運送は含まない。

- 一 一般旅客自動車運送事業 (特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業)
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業 (乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業) 例：路線バス・デマンド型乗合タクシー
(運行形態：路線定期運行・路線不定期運行・区域運行)
- 二 特定旅客自動車運送事業 (特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業)
(一般旅客自動車運送事業の許可)

第四条 一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(許可申請)

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者は、旅客の運賃及び料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

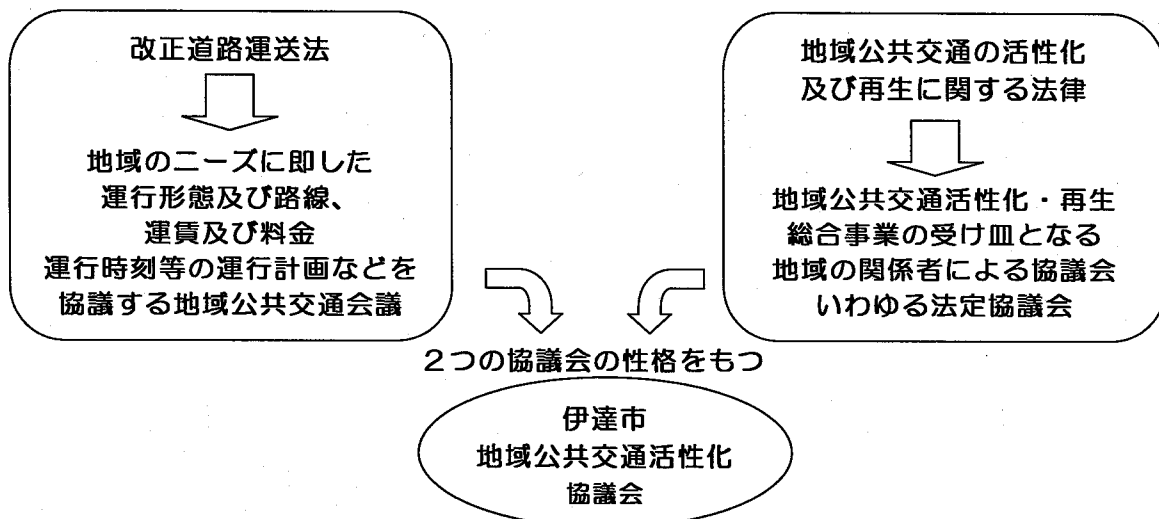
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、地域公共交通会議又は協議会において協議が調っているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。
- 5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

道路運送法施行規則(抜粋)

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

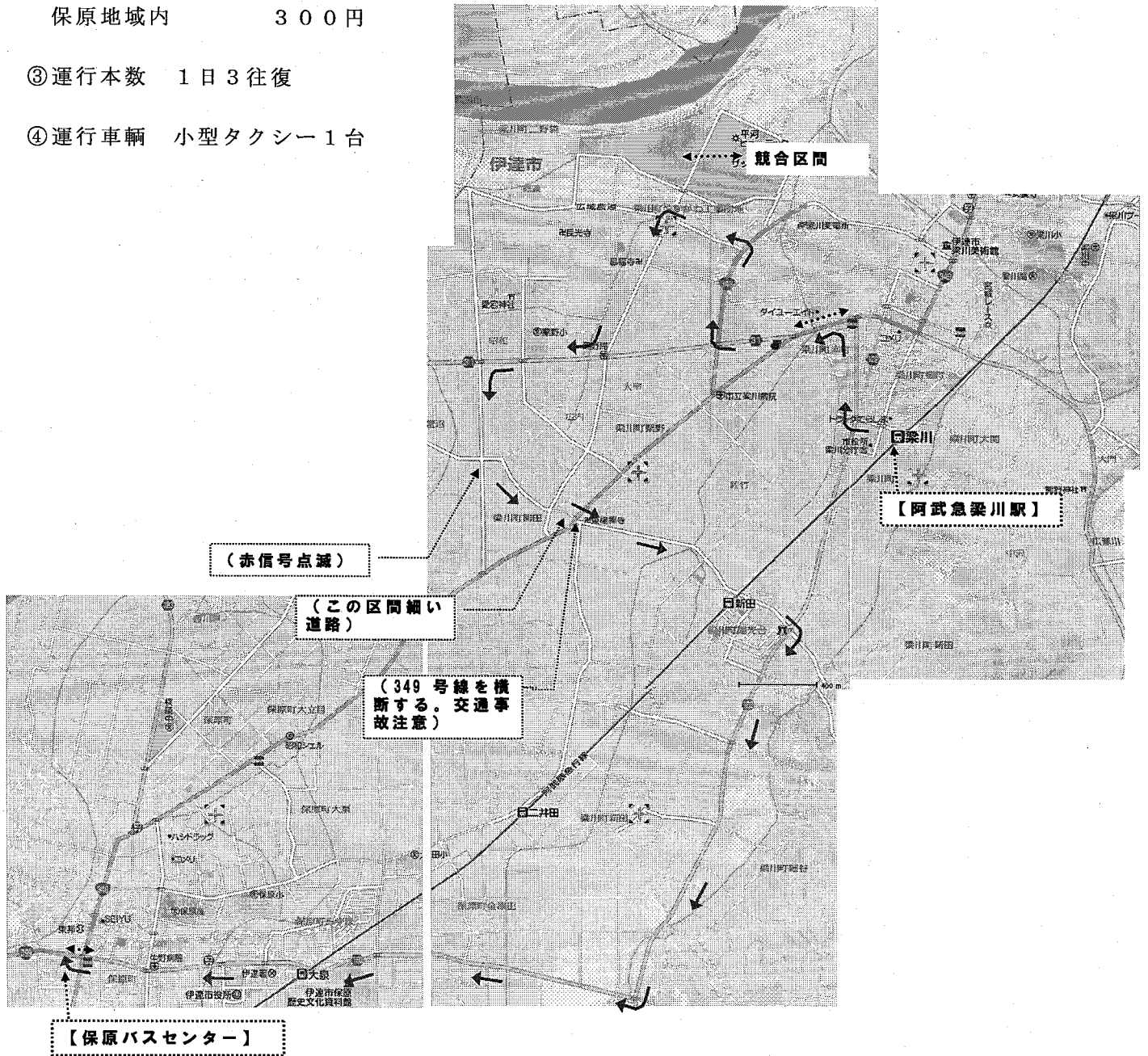
第九条 法第九条第三項又は第四項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定(変更)届出書を提出するものとする。

2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類を添付するものとする。



(5) 梁川-保原 定路線型デマンド乗合タクシー 運行 (案)

- ① 片道距離数 約 13 km
- ② 梁川から保原まで 400円
 梁川地域内 300円
 保原地域内 300円
- ③ 運行本数 1日3往復
- ④ 運行車両 小型タクシー1台



⑤ 運行時間

阿武急梁川駅発	9:00	～	保原バスセンター着	9:30
保原バスセンター発	9:30	～	阿武急梁川駅着	10:00
阿武急梁川駅発	11:00	～	保原バスセンター着	11:30
保原バスセンター発	11:30	～	阿武急梁川駅着	12:00
阿武急梁川駅発	15:00	～	保原バスセンター着	15:30
保原バスセンター発	15:30	～	阿武急梁川駅着	16:00

(6)伊達市デマンド交通システム構築事業について

【情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金実施計画】

(1)事業の内容

(ア) 取組の経緯・背景と課題

①市に対する住民の声と地域間連携の強化

5つの町が合併して発足した伊達市には、5つの中心市街地があり、それぞれの地域から隣接する福島市へ向かう公共交通はあるものの、各中心市街地を繋ぐ公共交通は貧弱であり、一部エリアからは市役所のある地域にアクセスする公共交通が無いなど、市民にとって大変不便な状況となっている。また、公共交通サービスも旧自治体毎に異なっているため、サービスの統一化、更に、地域間を結ぶ公共交通の整備を多くの住民が要望している。

上記のような地域事情や住民の声から、伊達市が取り組むべき課題は、高齢化社会に向けて「高齢者も安心して暮らせる福祉サービスの充実」と「公共交通機関の整備」であると考えている。

(イ) 事業内容

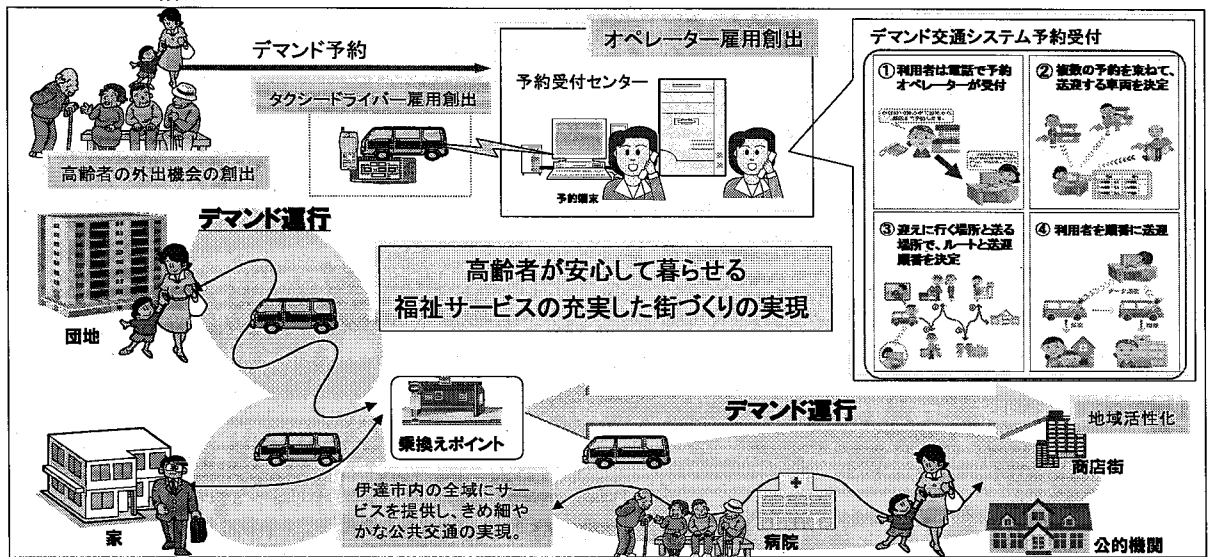
上記の課題に対して、平成20年度に、地域住民はもとより交通事業者、商工業関係者、関係行政機関、学識経験者など多くの関係者による伊達市地域公共交通活性化協議会を設置して伊達市地域公共交通総合連携計画を策定し、伊達市の実態にあった公共交通の検討を開始していたことから、本事業において課題解決を図る。

課題を解決するために、市内全域にICTを活用したデマンド交通システムを導入する。そのシステムを利活用していくために、住民からの予約受付を行うオペレータを雇用し、地域ICT人材の育成を行う。

①デマンド交通システム

専用ソフトウェアを導入することで簡易に安定した運用を実現し、車両側に携帯端末・パソコンを搭載することで通信環境を構築し、リアルタイムな位置情報を把握できるシステムとなっている。また携帯・インターネット共に定額制プランを利用することで、ランニングコストも抑えることができる。

・ システム構成



(ウ) 期待される効果

① 快適で便利なまちの実現

子どもから高齢者まで誰もが容易に利用することができる市の公共交通サービスの充実により、快適でより充実した生活を支援し、豊かな生活を提供することにより、住民満足度の高い市を目指す。

② 高齢者の健康サポートの実現

高齢化率が上昇し、高齢者のみの世帯が増加しているが、市のきめ細やかな公共交通サービスの充実により、高齢者の外出促進をはかり、健康増進を目指す。将来的には元気高齢者を増やすことにもつながり、安心して暮らせるまちづくりに繋がることが期待される。

③ 市の活性化

誰もが容易に移動することができる公共交通サービスを提供することにより、住民の外出機会を増やし、更に旧自治体毎にある中心市街地を行き来することができるようになり、地域活性化につながることを期待できる。

④ 地元住民の雇用の創出

ICTを活用したデマンド交通システムを導入することにより、運用に携わる受付のオペレータ、ドライバー等の雇用の創出につながる。

(エ) 今後の目標

本年度は、市内中心部の旧保原地域でデマンド交通システムを運行していくが、今後は、運行エリアを市全域とし、より住民の利便性の向上を目指す。

(2) 地域の課題及び課題解決に向けたICT利活用方法など

・伊達市内の旧保原町エリアにおいて、平成15年からデマンド型乗合タクシーを運行しており、目的地から目的地までのドア to ドアの送迎を安価に提供している。その後、「霊山・月館エリア」「伊達・梁川エリア」において、デマンド型乗合タクシーの運行を実証実験等により開始した。旧保原町エリアのシステムを市内全域に対応させるために、その他の2エリアについてもシステムを活用できるようにシステムを構築する。

(3) ICTシステムの構成

(ア) 先進性

・本事業は、短時間で安定した高品質なサービスを提供するために、ベース部分にパッケージシステムを活用する。配車管理システムと予約受付システム、送迎管理システム、さらに電話網やインターネット、携帯電話など既存通信インフラを組み合わせ、オペレータとドライバーの情報把握を支援するGISシステムを活用し、弾力のある効率的な運行を実現する最新のICTシステムを導入する。以下、主な先進性をもった機能。

○CTI機能

・電話着信時には、システム画面上に事前に登録している住民情報が自動的に表示される。更にシステム画面上の地図表示画面には、電話を掛けている住民の自宅位置が表示される。これらの機能により、オペレータは正確な情報伝達を実施することができる。

○GIS機能

・タクシー車両にはGPS端末を搭載し、車両位置情報をリアルタイムにオペレータ端末にて把握できる仕組みとなっている。車両位置情報を把握できることで、オペレータは効率的に乗合率を高めるルートを素早く検討することができる。

○分析機能

・日報や月報に活用できるように、地域毎の乗車状況のデータを抽出することができる。男女比・

目的地情報等の情報を蓄積することができるので、運行形態の見直しを実施する際などには効果を発揮する。

○高機能車両搭載機器

・運行するタクシー車両には、堅牢型パソコンを搭載し、携帯電話と接続することで、受付センターとの情報連携を実現する。これにより正確な乗降車情報や住民の予約情報を把握できる環境となり、円滑なデマンド交通運行をサポートとなる。

(イ) ICT システム構成

<p>情報通信 システムの機能</p>	<p>① 機能性：住宅、ランドマーク（電話番号、住所、等）を登録・検索するDB機能、着信した電話番号から住所情報を検索表示するCTI機能、位置情報を地図上に表示するGIS機能を連携してシステムを構成</p> <p>② 信頼性：サーバは複数のハードディスクを連携しデータ障害を低減、UPS（無停電電源装置）により電源障害を低減</p> <p>③ 使用性：オペレータが操作する受付端末と車両側の車載端末に同じ情報（文字、住宅地図、等）を表示、複数の利用者乗降状況や車両運行状況を位置情報で確認、乗降ミスのない正確な送迎サービスが可能</p> <p>④ 効率性：電話番号から事前登録した利用者の住所情報等を検索・参照し、対応時間を短縮、オペレータ1人で75人/日程度の受付が可能</p> <p>⑤ 保守性：サーバ1台構成のため、保守・バックアップ等が容易、利用状況に応じた路線の見直し・車両の増便等を行うことが容易</p> <p>⑥ 汎用性：利用状況等をCSVデータとして出力可能であり、統計データ等を容易に作成可能</p>
<p>活用する ネットワーク 種別・伝送速度</p>	<p>① ADSL回線：最大47Mbps（文字情報のみ送受）</p> <p>② iモード：最大9,600bps（文字情報のみ送受）</p>
<p>利用端末</p>	<p>① 受付端末：デスクトップ型PC、ヘッドセットを具備、通話しながら操作可能</p> <p>② 車載端末：堅牢ノート型PC、タッチパネルで操作可能、携帯電話を介して情報を取得、蓄積した地図と連携して表示</p>
<p>システム設計・ 運用上のセキュ リティへの配慮</p>	<p>利用者（住民）の個人情報扱う事業であるため、以下の対策を行う。</p> <p>① セキュリティ対策技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FWにより、特定アドレス・ポート以外、外部からの通信を遮断 ・ウイルス対策ソフトによりセキュリティを監視 <p>②ポリシーの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量データの参照は（雇用側）管理者権限のみ実施可能とする <p>① 職員に対する研修実施、等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関する誓約書（損害賠償規定あり）提出を雇用条件とする ・雇用前の運用訓練の際、個人情報保護の研修を実施

(7) 伊達市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

伊達市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条第1項中「伊達市企画部企画調整課」を「伊達市総務企画部企画調整課」に改める。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

伊達市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約

現行	改正案	備考
<p>(協議会の委員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の<u>残任期間</u>とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を処理するため、伊達市企画調整課(以下「企画調整課」という。)内に事務局を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(協議会の委員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の委員の任期は、2年とし、<u>再任されることを妨げない。欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を処理するため、伊達市総務企画部企画調整課(以下「企画調整課」という。)内に事務局を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	

伊達市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、伊達市保原町字舟橋180番地に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定及び連携計画の変更に関すること。
- (2) 連携計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (4) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

(協議会の委員)

第4条 協議会は別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

(会長)

第6条 会長は、伊達市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から指名する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を処理するため、伊達市総務企画部企画調整課（以下「企画調整課」という。）内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、企画調整課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、企画調整課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は公開で行うとともに、協議会に関する情報は、伊達市のホームページ等を利用して公表する。

(作業部会)

第10条の2 協議会は、各種事業の実施及び諸条件の調整のために作業部会をおく。

- 2 作業部会は別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 作業部会は、事務局長が必要に応じて招集する。
- 4 作業部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

- 2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

(費用弁償)

第13条 委員は、会議に出席したときは日額 2,600 円の費用弁償を受けることができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第 14 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(苦情窓口)

第 15 条 地域公共交通に関する相談、苦情その他に対応するため、連絡・通報窓口を企画調整課内に置く。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 20 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 3 平成 19 年度の会計年度は、第 12 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 18 日から始まる。

附 則

- 1 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

- (1) 伊達市
- (2) 公共交通事業者等
- (3) 道路管理者
- (4) 地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (5) 福島県公安委員会が指名するもの
- (6) 地域公共交通の利用者
- (7) 学識経験者
- (8) 国土交通省東北地方運輸局福島運輸支局長が指名するもの
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (10) 伊達市が必要と認める者

別表 2 (第 10 条の 2 関係)

- (1) 伊達市
- (2) 公共交通事業者等
- (3) 地域公共交通の利用者
- (4) 協議会が必要と認める者

伊達市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊達市地域公共交通活性化協議会規約第12条第3項の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、伊達市の負担金、他の団体等の補助金及びその他の収入をもって収入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって支出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

(予算科目)

第3条 予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用等)

第4条 会長は支出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第6条 会長は、事務局員に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続について適性に処理しなければならない。

(予算の執行)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、出納員が行う。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監査員の監

査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月18日から施行する。

別表1 (第3条関係)

(1) 収入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 支出金	1 補助金	1 補助金
3 諸収入	1 雑入	1 雑入
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

(2) 支出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

伊達市地域公共交通活性化協議会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊達市地域公共交通活性化協議会規約第16条の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会の公印の種類、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、ひな型、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

(公印の管理方法)

第3条 公印は厳正に取り扱い、使用しないときは堅固な容器に納め、施錠の上、事務局長が管理する。

(公印の使用)

第4条 公印を使用するときは、事務局長の許可を得て使用しなければならない。

(公印の新調又は廃止)

第5条 公印を新調又は廃止するときは、事務局長は会長の許可を得なければならない。

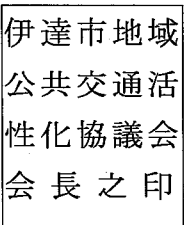
(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月18日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
伊達市地域公共交通活性化協議会会長之印		てん書	方21	会長名をもって発する文書	1	事務局長